

令和7年度運動方針

1 基本認識

令和5年12月22日に制定されたこども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

それは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会です。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて定められた6本の基本方針に、「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。」とあります。また、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながらともに進めていく」ともあります。少年の主張大会は、青少年(中学生)の考えを聴く貴重な機会となります。

公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議は、昭和42年の創設以来、全国の都道府県青少年育成県民会議とともに、県内の全市町村に築かれた青少年育成市町村民会議と協力し、「自らの活動と経験を通して、自己形成を図ろうとする青少年に対して、直接又は間接に支援」してきました。その経験と実績は、今後の「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組においても重要な役割を果たすものです。

このため、引き続き青少年の問題は大人社会の反映であるという認識に立ち、大人自らが「大人が変われば、子どもも変わる」のスローガンのもと、連帯して青少年の育成にあたり、健全な青少年を社会に送り出すことを私たちの責務とします。

2 運動の目的

全ての青少年が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことができるよう、親や大人が姿勢を正し、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に連携協力し、地域住民一人一人の取組・参加を促すことにより、青少年を育てる輪を広げていけるよう青少年育成県民運動を推進する。

3 運動のめざすところ

- (1) 青少年の自立心と社会性を育む
- (2) 健全な家庭づくりを推進する
- (3) 地域の子どもは地域で守り育てる意識を高める
- (4) 青少年が健やかに育つ社会をつくる

4 重点目標

(1) 次代を担う人づくりの推進

体験の場や集団行動等の場を活用し、青少年が「他者」の立場を理解し、「協調性」と「忍耐力」を養うことにより、互いの個性を尊重しつつ、社会の基本的なルールを守り、自己責任を全うすることができる青少年を育てよう。

(2) 「青少年の健全育成は大人社会の責任」であることの確認

「一市町村民会議一運動」を強力に推進し、「大人が変われば、子どもも変わる」運動の実践のもと、子どもたちの手本となる大人たちの生き方や社会生活のあり方を問い直すことにより、青少年の健全

育成への自覚と責任を新たにしよう。

(3) 青少年を育てるための健全な家庭づくりの推進

家庭は、社会性や規範意識を育てる場です。青少年が基本的な生活習慣や日常生活能力などを身につけるとともに、困難を克服する力や他者の権利を尊重できる心が育まれるように、社会全体で子育てを助け合う環境づくりを支援しよう。

また、「家庭の日」には、家族でふれあう時間を大切に、家族の絆を深めよう。

(4) 「青少年 地域で守ろう 育てよう」取組の推進

青少年問題は大人社会の反映であるという認識のもと、大人自らが模範を示し、地域における人と人とのつながり・大人と子どものつながりを通して、地域社会に交わることの温かさを再認識しよう。

地域ボランティア、市民団体等との協働により、地域の伝統文化・行事の復活等により、青少年が主体的に地域づくりに参画できるようにするとともに、様々な体験・経験を積む機会を充実させよう。

また、大人が子どもたち一人一人をあたたく見守り、励ましたり注意したりすることによって地域の連帯感と教育力を高めていく「地域のおじさん・おばさん運動」を一層推進しよう。

(5) 生命の尊厳・人権意識の高揚

将来の社会的自立に向けて、ニート、ひきこもり、不登校、障がい等の困難を有する子ども・若者の支援に取り組むとともに、いじめ・虐待等の解消を図るため、全ての人間が生命の大切さを理解し、人は平等でお互いに尊重されるべきであるという人権意識をしっかりと根づかせよう。

(6) 非行・被害防止対策の徹底

青少年が加害者や被害者になる様々な痛ましい事件やいじめ問題などに対応するため、学校、警察、少年（補導）センター等、地域の連携による地域ぐるみの非行防止活動に取り組むとともに、岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査の徹底、危険ドラッグ等違法薬物対策、安全・安心なまちづくりの推進など、青少年を被害から守る社会環境づくりに努めよう。

(7) スマートフォン等の携帯電話・インターネットの安全安心利用の推進

スマートフォン等の携帯電話の急速な普及や青少年を取り巻くインターネット上の違法・有害情報に起因する問題、ネットの病的使用（ネット依存）の問題等が深刻化し、青少年の健全育成への悪影響が懸念される中、行政、事業者、学校、保護者団体、青少年団体等が連携することによって、より効果的な啓発活動を展開し、青少年自らがネットの安全・安心利用について考える機会を設け、青少年の主体的な行動を支援しよう。

5 市町村民会議への期待

- (1) 青少年育成県民運動に関する諸事業の実施主体は、青少年に密着した市町村や地域社会であることを認識する。
- (2) 青少年健全育成は、子どもの誕生から始まるという認識のもと、親や家庭の役割の重要性の認識を高める。
- (3) 地域の教育力を高めるため、地域の親として「地域のおじさん・おばさん運動」の推進に努める。
- (4) 地域の伝統文化・行事等を通じて、青少年が主体的に活動できる場や機会を、意図的・計画的に準備し、「一市町村民会議一運動」を積極的に展開する。
- (5) 活動に当たっては、様々な感染症に対する基本的な感染症防止対策に留意しつつ、地域の実情に応じた効果的な活動を行う。